

G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合
海外メディア等向け発信イベント事業業務委託仕様書

1 事業の目的

令和5年（2023年）12月に茨城県水戸市で開催されるG7茨城水戸内務・安全担当大臣会合（以下「会合」という。）を契機とし、駐日海外メディア及び駐日外国大使館関係者（以下「駐日海外メディア等」という。）を対象に、茨城県の伝統的な産業や豊かな自然・農産物、文化・伝統芸能等をアピールする機会を設け、参加者が茨城県の魅力や各種取組等を海外へ発信することで、海外での茨城県の認知度を高め、ブランドイメージの向上を図るとともに、アフターコロナにおける観光客の増加、県産品の消費の拡大、海外との交流人口の拡大につなげることを目的として実施する。

2 業務名

G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合海外メディア等向け発信イベント事業業務委託

3 契約期間

契約締結日から令和5年（2023年）10月31日（火）

4 業務内容

(1) 業務の概要

駐日海外メディア等を対象とした茨城県のアンテナショップ「IBARAKI sense」における食PRイベントの企画運営

(2) 業務の内容

ア 茨城県のアンテナショップ「IBARAKI sense」における食PRイベントの企画運営

(ア) 実施時期 令和5年10月10日（火）11時～14時

(イ) 場 所 〒104-0061

東京都中央区銀座1-2-1 紺屋ビル 1F

IBARAKI sense（イバラキセンス）

BARA dining（バラダイニング）

(ウ) 対 象 者 駐日海外メディアの記者及び駐日外国大使館関係者
10～15名程度

(エ) 参 加 費 不要

(オ) 業務内容

① イベントの企画、運営

・イベントの企画、調整、運営を行うこと。

- ・イベントの出演者（スピーカー）についての調整を行うこと。
- ・参加者が茨城の食の魅力を手感できる食事内容を提案すること。
- ・参加者に対して茨城の食の魅力をPRできる体験、もしくは実演の企画を提案すること。
- ・参加者への手土産を手配すること。
- ・会場の規模感等を考慮し、企画内容に適した会場レイアウトを提案すること。
- ・音響、機材、ディスプレイ、パネル、その他の内容に応じて必要な備品等を準備すること。
- ・通訳者を提案すること。（逐次通訳を想定）
- ・出演者や通訳者などと事前に連絡調整を行ったうえで、進行台本に合わせて出演者の誘導やタイムキープを行うなど、イベントの進行を円滑に行うこと。

② イベントの進行にかかる運営マニュアルの作成

- ・進行台本
- ・会場レイアウト図（受付、控室等）
- ・スタッフ配置図
- ・スケジュール表（当日のタイムスケジュール、設営等の当日までのスケジュール）
- ・準備備品リスト
- ・食事会のメニューリスト

③ 費用

- ・本イベントにかかる費用はすべて見積りに含めること。
（例えば、スピーカーへの謝礼、昼食会の飲食代、土産代、必要な什器または備品のレンタル、運搬代金など）

5 成果物の提出

- (1) 令和5年（2023年）10月31日（火）までに、業務完了報告書1部（様式任意、電子データも併せて）を提出すること。なお、報告書には次の項目を含まなければならない。

- ア イベントの実績報告書
- イ 本業務で利用、作成した資料
- ウ その他別途依頼するもの

(2) 提出先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁12階
G7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会事務局（茨城県営業戦略部）

G 7 大臣会合推進室内)

事務担当：小澤

6 その他

- (1) 業務の実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項、又は業務上疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により、業務を進めるものとする。
- (2) 本業務実施に要する一切の経費（交通費、宿泊費、食費、駐車場使用料、保険料、各種手配費等）については、当初の契約金額に含むこと。
- (3) 業務の遂行にあたっては、新型コロナウイルス感染症による情勢等に留意し、感染拡大防止や事業運営体制の確保に努めること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響等、不測の事態により、業務内容の変更、又は業務を中止する可能性がある。その場合は、委託者及び受注者の双方協議の上、変更又は中止に係る費用を精算し、支払うものとする。
- (5) 受託者は、関係法令を遵守すること。
- (6) 受託者が本事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
- (7) 成果品の著作権は委託者に帰属するものとする。ただし、報道記事、画像等を二次利用する場合は、委託者が各社と別途交渉する。
- (8) G 7 茨城水戸内務・安全大臣会合推進協議会が解散した場合、成果品に関する権利は、茨城県に承継されるものとする。
- (9) その他必要な事項はG 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会事務局財務会計規程によるものとする。

7 連絡先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁 12 階

G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会事務局（茨城県営業戦略部 G 7 大臣会合推進室内）

事務担当：小澤

TEL：029-301-2769 FAX：029-301-2679

E-mail：g7-ibarakimito@pref.ibaraki.lg.jp